【令和６年３月21日公布　令和６年三浦市条例第４号】

三浦市職員定数条例の一部を改正する条例

三浦市職員定数条例（昭和34年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「１５１」を「１５７」に、「５５１」を「５５７」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。